

令和3年度第2回 理事会議事録

1 日 時 令和4年2月2日（水） 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長（読谷村長）	石嶺傳實
理事（金武町長）	仲間一
理事（宜野湾市長）	松川正則
理事（与那原町長）	照屋勉
理事（南風原町長）	赤嶺正之
理事（久米島町長）	大田治雄
常務理事（国保連合会）	座嘉比光雄
副理事長（大宜味村長）	宮城功光（書面出席）
副理事長（那覇市長）	城間幹子（書面出席）
副理事長（竹富町長）	西大舛高旬（書面出席）
理事（本部町長）	平良武康（書面出席）
理事（宮古島市長）	座喜味一幸（書面出席）

事務局 高良事務局長、古堅事務局次長、大城事務局次長
植木保険者支援課長、喜友名審査管理課長、
川満システム管理課長、比嘉介護福祉課長

4 議題

（専決報告事項）

- 専決報告第 3号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第 4号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第 5号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第 6号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第 7号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について

- 専決報告第 8 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 専決報告第 9 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 専決報告第 10 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 専決報告第 11 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 専決報告第 12 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 専決報告第 13 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 専決報告第 14 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 専決報告第 15 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 専決報告第 16 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 専決報告第 17 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 専決報告第 18 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 専決報告第 19 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 3 回）について
- 専決報告第 20 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 3 回）について
- 専決報告第 21 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第 3 回）について

（議決事項）

- 議 案 第 20 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 4 回）について
- 議 案 第 21 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
- 議 案 第 22 号 令和 3 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 3 回）について

- 議案第23号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3回）について
- 議案第24号 沖縄県国民健康保険団体連合会事務局組織規程等の一部改正について
- 議案第25号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員服務規程等の一部改正について
- 議案第26号 沖縄県国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正について
- 議案第27号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第28号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案第29号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第30号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第31号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第32号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第33号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第34号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第35号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第36号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出予算について
- 議案第37号 沖縄県国民健康保険団体連合会役員の補充選任について
- 議案第38号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

司 会
稲 嶺
総務課長補佐

みなさま、こんにちは。
本日の司会を務めます、総務課 課長補佐の「稲嶺 安洋」です。
よろしくお願ひします。
会議を始めます前に、配付資料を確認します。
本日の資料は、5点でございます。
まず、①A4横の「令和3年度第2回 理事会議案書」、
次に、②「資料1 令和3年度第2回 理事会提出議案説明資料」
③「資料2 国保総合システム開発負担金」
④「資料3 国保総合システムの次期更改に係る
令和5年度の国庫補助獲得のための要請活動について」
⑤「資料4 予防・健康づくりアプリ「オーロラ」の
普及活動について」です。
不足があればお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより「令和3年度第2回 理事会」を開催いたします。

本日の出席状況は、理事出席が7名、書面出席が5名となっております。

よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。

なお、本日の理事会で審議していただきます議案は、去る1月24日に開催しました、各地区国保担当課長の代表者等で構成する、「国民健康保険事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。

石嶺理事長よろしくお願ひします

議 長
(石嶺傳實
読谷村長)

みなさん、こんにちは。
お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
これより、令和3年度第2回 理事会を開会します。
議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、
本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、金武町 の 仲間 なかま はじめ 町長と
与那原町の 照屋 てるや 勉 つとむ 町長にお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。
本日の議案は、「専決報告事項19件」、「議決事項19件」となって
おります。
はじめに、専決報告第3号から第21号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

<事務局の説明>

古 堅
事務局次長

事務局次長の「古堅一也」です。よろしくお願いします。

これからのお説明は、資料1 「提出議案説明資料」により、ご説明し
ます。

この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記
載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

なお、これからのお説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健
康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位でご説
明します。

それでは、1頁をお開きください。

専決報告第3号から2頁の第6号までの補正は、令和2年度の決算
を実費弁償方式で判定した結果、4つの特別会計で黒字判定となりま
したので、令和3年度の手数料から控除するためのものです。

その結果、専決報告第3号から第6号までは、歳入のみの補正とな
り、補正後の予算総額に変更はありません。

喜 友 名
審査管理課長

審査管理課長の「喜友名均」です。よろしくお願いします。

次に、3頁の専決報告第7号をご覧ください。

この補正は、新型コロナウイルスワクチン接種費用支出金が当初見
込みを上回ったための補正です。

その結果、予算の総額に

「17億9,883万円」増額し、補正後の予算総額を
「91億381万円」としました。

古 堅
事務局次長

次に、専決報告第8号は、①過年度分国庫補助金の返還、
②財政積立金への積み立てを行うための補正です。

その結果、予算の総額に

「4,482万6千円」増額し、補正後の予算総額を
「5億7,158万円」としました。

4頁をお開きください。

専決報告第9号は、専決報告第8号の理由①と同様の理由に加え、
②令和3年度納付分消費税額の不足、③新型コロナワクチン
追加接種の処理に係る運用経費に充てるための補正です。

その結果、予算の総額に

「4,935万5千円」増額し、補正後の予算総額を
「15億4,071万1千円」としました。

5頁をご覧ください。

専決報告第10号は、令和3年度納付分消費税額の不足を補正したもので

その結果、予算の総額に

「804万3千円」増額し、補正後の予算総額を
「6億5,251万3千円」としました。

専決報告第11号は、

①過年度分国庫補助金の返還、②消費税額の不足、③事業費の一部
を補正したものです。

その結果、予算の総額に

「83万3千円」増額し、補正後の予算総額を
「1億3,782万6千円」としました。

6頁をお開きください。

専決報告第12号から第14号までは、令和3年度納付分消費税額
の不足を補正したものです。

その結果、専決報告第12号は、予算の総額に

「1,045万5千円」増額し、補正後の予算総額を
「3億4,724万8千円」に、

専決報告第13号は、予算の総額に

「477万8千円」増額し、補正後の予算総額を
「1億835万3千円」に、

7頁をご覧ください。

専決報告第14号は、予算の総額に

喜 友 名
審査管理課長

「448万8千円」増額し、補正後の予算総額を
「14億9,207万2千円」としました。

次に、8頁をお開きください。
専決報告第15号は、
一つ目に、新型コロナウイルスに伴う「感染症支出金」が当初見込みを上回ったための補正です。
二つ目に、超過交付の国庫補助金を返還するための補正です。
その結果、予算の総額に
「3億7,049万3千円」増額し、補正後の予算総額を
「94億7,430万3千円」としました。

次に、専決報告第16号は、
後期の新型コロナウイルスに伴う「感染症支出金」が当初見込みを上回ったための補正です。
その結果、予算の総額に
「1億1,600万円」増額し、補正後の予算総額を
「7億2,174万2千円」としました。

古 堅
事務局次長

次に、9頁をご覧ください。
専決報告第17号及び第18号は、
職員1名の勧奨退職に伴い、退職手当特別負担金「254万7千円」の支払いに充てるため、財産を処分し、補正しました。
その結果、予算の総額に
「254万7千円」増額し、補正後の予算総額を
「5億7,412万7千円」としました。

比 嘉
介護福祉
課 長

介護福祉課長の「比嘉孝夫」です。よろしくお願いします。
次に、専決報告第19号は、
沖縄県から、「障害福祉サービス施設・事業所における感染防止対策支援事業」の交付事務を受託するための補正です。
その結果、予算の総額に
「2,201万8千円」増額し、補正後の予算総額を
「5億9,614万5千円」としました。

植木 保険者支援 課長	<p>保険者支援課長の「植木覚」です。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、10頁をお開きください。</p> <p>専決報告第20号の補正は、 損保会社等から収納する第三者行為損害賠償求償金が当初見込みを上回ったための補正です。</p> <p>その結果、予算の総額に 「3,300万円」増額し、補正後の予算総額を 「15億7,371万1千円」としました。</p>
喜友名 審査管理課長	<p>次に、専決報告第21号は、 ①新型コロナワイルスワクチン3回目接種が急遽開始されたことに伴う増額、②超過交付となった令和2年度国庫補助金を返還するための補正です。</p> <p>その結果、予算の総額に 「2億4,710万8千円」増額し、補正後の予算総額を 「97億2,141万1千円」としました。</p>
議長	<p>なお、専決報告第3号から第21号までは、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2項並びに本会専決規程第4条第1項第13号の規定に基づき、専決処分としました。</p>
	<p>以上、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局の説明が終わりました。</p>
	<p>質問がありましたらよろしくお願ひします。</p>
	<p style="text-align: center;">< 進行の声あり ></p>
議長	<p>それではお諮りします。</p>
	<p>専決報告第3号から第21号まで、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">< 異議なしの声 ></p>
	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、ただいまの19件は承認されました。</p>
	<p>次は、議決事項の審議に入ります。</p>
	<p>議案第20号から第23号までを一括議題とします。</p>
	<p>事務局から説明してください。</p>

古 堅
事務局次長

< 事務局の説明 >

11頁をご覧ください。
議案第20号から第23号までの補正は、財政調整積立資産及びICT積立資産を毎年度末に積み直すための補正です。

その結果、議案第20号については、予算の総額に
「1億6,854万円」増額し、補正後の予算総額を
「18億6,233万1千円」

12頁をお開きください。
議案第21号は、予算の総額に
「1,000万円」増額し、補正後の予算総額を
「6億6,251万3千円」

13頁をご覧ください。
議案第22号は、予算の総額に
「537万円」増額し、補正後の予算総額を
「3億5,261万8千円」

議案第23号は、予算の総額に
「517万円」増額し、補正後の予算総額を
「1億1,352万3千円」とするものです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りします。
議案第20号から第23号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの4件は承認されましたので、総会へ提案します。

議長 次は、議案第24号から第26号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

古堅 それでは、14頁をお開きください。
事務局次長 議案第24号の改正は、国保連合会を取り巻く情勢、環境の変化に柔軟に対応するとともに保険者ニーズに的確に応えて重点事業の更なる推進に適した効率的な事務処理体制を整えるための改正です。

事務局組織規程の改正は、
一つ目に、現在の6課10係から6課12係へ組織体制を見直し、
二つ目に、組織体制の見直しにより各課の事務分掌を整理し、
三つ目に、現場に重点を置き機動力を高めるため、課長補佐を廃止し新たに主幹を設置する等の改正です。

16頁をお開きください。
専決規程の改正は、課長補佐職の廃止に伴い、課長の代理決裁者を改めるための改正です。

17頁をご覧ください。
特定個人情報等取扱規程、ネットワーク運用管理規程、18頁の給与規程の改正は、①主幹の設置に伴う規定の文言修正、②令和2年度に設置した次長職に対する期末手当の基礎額加算を追加するため等の改正です。

続いて、19頁をご覧ください。
議案第25号の改正は、職員間における目標の共有化、連携体制の強化等を目的に、人事評価制度を導入するにあたり、服務規程に人事評価に関する条項を追加するための改正。20頁をお開きください。
給与規程は、人事評価制度導入に伴う昇給方法等を給与へ反映するための改正です。

次に、21頁をご覧ください。
議案第26号の改正は、総合評価方式による落札決定方法の明文化及び契約事務の簡素化・効率性向上の観点から地方自治法に準じて改正するものです。

以上、よろしくお願ひします。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">< 進行の声あり ></p>
議長	<p>お諮りします。 議案第24号から第26号までは、理事会議決事項となってています。 原案どおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、只今の3件は承認されました。</p>
	<p>次は、議案第27号を議題とします。 事務局から説明してください。</p> <p style="text-align: center;">< 事務局の説明 ></p>
高 良 事 務 局 長	<p>事務局長の「高良昌英」です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、22頁をお開きください。 議案第27号の「I 事業基本方針」ですが、令和4年度は、国保制度施行50周年の節目にあたることから、これまでの経緯等を踏まえ、事業基本方針は長文になっておりますので、下線を引いたところを読み上げてご説明といたします。</p> <p>【国の動向】</p> <p>我が国では、昭和33年（1958年）に新しい「国民健康保険法」が制定され、以来、約60年間、多くの国民が医療の面から安心を享受して参りましたが、医療費は増加の一途をたどり国の財政は厳しい状況が続いています。</p> <p>そのため、様々な施策を打ち立てて財政事情の逼迫に対処してきたものの、不安をぬぐえない状況が続いている。そのような中、人生100年時代を見据えて安定した制度運営を目指し、今後も社会保障制度を持続可能にしていくために更なる法改正に向けて検証、検討していくとしています。</p>

高 良
事務局長

【本県の国保制度施行 50 周年までの動向】

本県においては、昭和 48 年 4 月 1 日までに県内全市町村において国民健康保険制度が開始され、令和 4 年度に 50 年目の節目を迎えます。昭和 48 年度末の国保被保険者数は約 51.7 万人を数え沖縄県人口に占める割合は 49.8% でしたが、令和 2 年度末には 39.4 万人、加入率 27% に減少しています。

一方、昭和 47 年の国保制度発足当初から財政基盤が確立されないまま国保財政運営が危機的状況を迎える中、県、市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会などの関係団体と県内保険者は一致団結して、危機を乗り越えてきました。

【国保連合会の設立からの経緯】

本会は、昭和 50 年 5 月に沖縄県国民健康保険団体連合会の設立を県知事に申請、同年 6 月に認可指令が交付され設立に至りました。以来、診療報酬審査支払事業を始め、逐次、事業を拡張して参りました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種費用決済など、喫緊・緊急の課題要請に対しても柔軟に対応するなど、医療予防の側面から沖縄県全体の振興支援にも積極的に関与して参りました。

【令和 4 年度 国保連合会事業基本方針】

国の直近の情勢では、骨太方針において、医療費適正化の取り組み法定外繰り入れの解消など国保財政状況の改善に向けて国はテコ入れを進めています。

沖縄県国保の情勢では、令和元年度の単年度収支差引額は 16.8 億円の赤字で、保険者の財政は厳しい状況が続いています。

国保連合会を取り巻く周囲の情勢では、「審査支払機能に関する改革工程表」のもとに国民に質の高い医療サービスを効率的に提供することを目的として医療制度の安定的な維持発展を図る観点からも非常に重要とされました。

そのような状況の中、国保連合会の事業運営に際しては、より一層の経営努力を行いつつ、医療費の適正化と市町村のより一層の支援を行って参ります。

さらに、県民への適切な医療・介護サービス提供体制の確保についても積極的に支援するなど、SDGs を見据えた社会的役割を担うように努めて参ります。

高 良 事務局長	<p>以上の基本方針に基づき、保険者の負託にこたえるべく、次の事業計画を実施して参ります。</p> <p>各事業につきましては、主なものを「Ⅱの事業内容」で、各担当課長からご説明します。</p>
古 堅 事務局次長	<p>それでは、24頁をお開きください。</p> <p>1番の「本会運営に関する事業」では、（1）の総会、（2）理事会、（3）監事会及び（4）の国保事業推進幹事会を定期的に開催します。</p> <p>また、（5）の独立監査人による監査は、決算監査と期中監査を（6）の部内監査は毎月実施します。</p>
	<p>続いて2番は、「国保制度改善強化推進事業」ですが、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請活動を行っていきます。</p>
	<p>次に、3番の「育成指導・事業振興に関する事業」では、（1）から（4）の研修会の開催、（5）では、各地区国保協議会、都市国保研究協議会への参加及び協議会活動への助成金の交付を行います。</p>
植 木 保険者支援 課 長	<p>4番の「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、（1）から（4）の事業を実施します。</p> <p>なお次年度は、沖縄県の国保制度施行50年を迎えるため、（1）③のとおり、国保広報共同事業の中で、県民に改めて国保制度の重要性、健康の大切さを周知するための取り組みを実施いたします。</p>
	<p>25頁をご覧ください。</p> <p>5番の「保健事業に関する事業」では、市町村の保健事業活動を支援いたします。</p> <p>特に（5）の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進」では、制度を跨いだ連携が必要です。</p> <p>本会では①「国保保健事業から高齢者保健事業への接続」を進め、②「沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携及び実施市町村の支援」、③「介護保険者を支援」を実施してまいります。</p>

大 城
事務局次長

事務局次長の「大城博之」です。よろしくお願ひします。

6番の「診療報酬審査事業等」では、診療報酬及び療養費の審査等を迅速、適正かつ公平に実施するとともに、審査基準統一化の取り組み等を通して、保険者のレセプト点検業務の軽減を図るため、(1)から(6)までの業務を実施します。

令和4年度は診療報酬の改定の年であり、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた改定も予想されることから、更なる審査の強化にも努めてまいります。

喜 友 名
審 査 管 理
課 長

7番の「診療報酬支払事業等」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を行うため、診療報酬等の費用決済業務をはじめとする(1)から(7)までの事務を実施します。

また、(8)の新型コロナワクチン接種については、新型コロナの感染状況に伴い国の方針がめまぐるしく変化しておりますが、的確に対応し、迅速確実に費用決済業務を進めてまいります。

川 満
シス テム 管理
課 長

システム管理課長の「川満達也」です。よろしくお願ひします。

次に、8番の「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」ですが、保険者における事務の合理化や、効率的な事務処理を行うため、(1)から(4)までの業務を実施します。

また、(5)では昨年10月から保険医療機関・薬局においてオンライン資格確認が開始されたことから、引き続き市町村が管理する被保険者資格情報とオンライン資格確認システムへの連携支援を行います。

26頁をお開きください。

9番の「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者事務の広域化及び効率化を推進することを目的に、システムの管理・運用及び導入を支援するため、(1)から(3)の事業を実施します。

比 嘉
介 護 福 祉
課 長

続いて、10番の「介護保険関係事業」では、審査支払業務を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策等を支援するため、(1)から(8)の業務を実施します。

特に(8)「介護保険広報共同事業の実施」では、介護予防の啓発、介護予防の拠点として「通いの場」の情報発信 及び「認知症」への地域の正しい理解を深めるため、テレビ・ラジオ等を活用した広域的共同事業を展開します。

比 嘉 介 護 福 祐 課 長	<p>11番「障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速・的確に実施し、市町村業務の軽減を図るため、 (1)から(3)の業務を実施します。</p>
植 木 保険者支援 課 長	<p>続いて12番の「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に(1)の事業を実施し、市町村を支援します。</p>
古 堅 事務局次長	<p>次に、13番の医療費助成事業では、子どもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、(1)から(3)の事業を実施して、市町村の医療費助成事業助成金の自動償還払い事務、現物給付事務を支援します。</p>
	<p>また、令和4年度から全市町村が、子ども医療費助成事業の対象年齢を拡大することに伴い、費用決済業務が円滑に実施できるよう関係機関と連携を密にし、取り組んでまいります。</p>
	<p>次に14番の「県との連携事業」では、沖縄県の国民健康保険の充実・強化を目的とした県との連携事業として、(1)及び(2)の事業を実施します。</p>
	<p>続いて15番の「新会館建築に関すること」では、(1)基本構想を策定してまいります。</p>
	<p>ここで、少しばかり「新会館建設」の準備状況をご説明させていただきます。実は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で「新会館建設構想」の着手が遅れています。</p>
	<p>これまで、建設会社や金融機関の法人事業部、あるいは不動産コンサルティング会社等からヒヤリングを行いましたが、「新型コロナ」の影響により回を重ねることができないため、作業が遅れている状況でございます。</p>
	<p>今後は、「新会館建築構想(案)」をお示しできるよう、早急に着手してまいります。</p>
	<p>以上が、令和4年度の事業計画です。</p>
	<p>よろしくお願ひいたします。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願ひします。
< 進行の声あり >	
議長	お諮りいたします。 議案第27号は、承認することにご異議ありませんか。
< 異議なしの声 >	
議長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は承認されましたので、総会へ提案します。
次は、議案第28号から第36号までを一括議題とします。 事務局から説明してください。	
< 事務局説明 >	
古堅 事務局次長	それでは、27頁をご覧ください。 議案第28号 令和4年度財産の処分ですが、
1番目の退職手当積立金「340万円」の処分は、沖縄県市町村総合事務組合への退職手当特別負担金の支払いに充当するための処分です。	
2番目の財政積立金「1,526万3千円」の処分は、健康啓発事業及び母子保健健康診査費審査支払事業の経費に充当するための処分です。	
3番目の財政調整基金積立資産（1）～（4）の処分は、各事業の経費に充てるための処分です。	
4番目のICT積立資産（1）～（3）の処分は、令和4年度手数料等の収入に基づき、ICT積立資産を積み直すための処分です。	
5番目の減価償却積立引当資産（1）～（3）の処分は、各事業で使用するシステム機器更改等の経費に充てるための処分です。	
高良 事務局長	続いて28頁をお開きください。
ここからは、令和4年度の予算に関する説明ですが、会計別予算説明の前に「令和4年度 予算の総括」について、ご説明します。	
この表は、一般会計ほか七つの特別会計の予算額の一覧表です。	

高 良
事 務 局 長

一番下の全体額をご覧になっていただきますと、令和4年度予算総額は「約4,667億円」で「186億円」の増となっています。

29頁をご覧ください。

1の「支払勘定の状況」では医療費、介護給付費等を併せて増減率3.15%の増、2の「事業費の中で支払勘定的要素の状況」では、一般会計に医療費助成事業を組み替えたことによる増加でございます。

また、3の「実質の事務・管理費の状況」では、1の「一般会計」において、医療費助成事業費の増加及び会館の老朽化による修繕費や新会館建設資金の一部に充てるための「施設整備積立金」の増加、さらに、2の「診療報酬審査支払特別会計」と3の「後期高齢者医療特別会計」において、国民健康保険中央会に支払う「次期国保総合システム開発負担金」等の増加でございます。

このように財政需要は増加しているものの、市町村の皆様の財政状況が逼迫している現状であることから、令和4年度の負担金・手数料単価はすべて据え置きとさせていただき、不足分は積立金等から財源を充てて予算を編成いたしました。

以上が令和4年度予算の概要です。

ここで、資料2をご覧ください。

この表は、令和4年度と令和5年度に全国の国保連合会が国保中央会に支払う次期国保総合システム開発負担金の一覧表でございます。

一番下の沖縄県では、令和4年度に「1億1,338万7千円」、令和5年度に「1億4,096万9千円」を支払うことになっており、令和6年度以降の保守・運営費も、毎年「約1億円」を支払う試算をしております。

そのため、令和5年度以降の負担金・手数料単価について、特別会計ごとに引き上げを求めていく単価、引き下げることが可能な単価がありますので、市町村の皆様と慎重に協議していきたいと考えています。

どうぞ、宜しくお願ひいたします。

それでは、これより、担当次長・課長より各会計予算の説明をいたします。

古 堅
事務局次長

それでは、説明資料にお戻りいただき、30頁をお開きください。
議案第29号から第36号までの新年度予算については、増減の主なものをご説明します。

まず、議案第29号の歳入

- 4款 県支出金は、国保ヘルスアップ支援事業における予防・健康アブリ開発委託金の減額、
6款 繰入金は、施設整備積立金へ積み立てるための増額です。

歳出

- 2款 総務費は、職員の貼り付け会計の変更及び光熱費等の増による増額、
4款 積立金は、歳入6款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「50億2,945万5千円」で、前年度より
「45億270万1千円」の増額となっています。

大 城
事務局次長

31頁の議案第30号をご覧ください。

「業務勘定」の歳入では、

- 2款 負担金は、国保共同クラウド機器調達費等の減による減額、
7款 繰入金は、国保総合システム開発負担金へ充てるための増額、
9款 諸収入は、保険者間調整療養費受入金の減額です。

次に32頁をお開きください。

歳出

- 5款 事業費は、歳入2款と同様の理由による減額、
6款 積立金は、財政調整基金積立資産及びICT積立資産の積み直しによる増額、
7款 諸支出金は、歳入7款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「15億1,206万7千円」で、前年度より
「2,071万1千円」の増額となっています。

喜 友 名
審査管理課長

33頁をご覧ください。

「国保診療報酬支払勘定」は、歳入歳出とともに、「1,242億827万3千円」で、前年度に対し5.1%の増となります。

次に「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出とともに、「55億8,190万1千円」で前年度に対し23.59%の減となります。

次に「出産育児一時金等に関する支払勘定」は、歳入歳出とともに、「10億71万6千円」で、前年度に対し2.8%の増となります。

大 城
事務局次長

34頁をお開きください。

議案第31号の

「業務勘定」の歳入では、

- 1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の減による減額、
4款 繰入金は、国保総合システム開発負担金へ充てるための増額
です。

歳出では、

- 1款 総務費は、職員の貼り付け会計の変更に伴う減額、
4款 事業費は、職員の貼り付け会計の変更及び保険者ネット
ワーク回線使用料の見直しに伴う減額、
6款 諸支出金は、歳入4款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「6億6,719万1千円」で、前年度より
「2,272万1千円」の増額となっています。

喜 友 名
審査管理課長

続いて、35頁をご覧ください。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は、歳入歳出とともに、「1,419億3,080万9千円」で、前年度に対し1.0%の増となります。

次に、「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出とともに、「7億7,309万6千円」で、前年度に対し27.63%の増となります。

植 木
保険者支援
課 長

36頁をお開きください。

議案第32号の

「業務勘定」の歳入ですが、

6款 繰入金は、データヘルス支援システム機器更改経費に充てるための増額です。

続いて歳出

1款 総務費は、歳入6款と同様の理由による増額、

3款 諸支出金は、国保中央会負担金及び一般会計繰出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「1億4,289万7千円」で、前年度より
「590万4千円」の増額となっております。

次に37頁をご覧ください。

「支払勘定」は、歳入歳出とともに、「11億1,570万1千円」で、特定健康診査費等支出金は前年度に対し19.14%の増となります。

比 嘉
介 護 福祉
課 長

続いて38頁をお開きください。

議案第33号の

「業務勘定」の歳入ですが、

1款 手数料の増は、取扱件数の増による増額、

5款 主治医意見書料受入金は、委託保険者の増による増額です。

次に、歳出

5款 主治医意見書料支出金は、歳入5款と同様の理由による増額

8款 諸支出金は、消費税納付金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「3億5,986万9千円」で、前年度より
「2,307万6千円」の増額となっています。

続いて39頁をご覧ください。

「介護給付費支払勘定」は、歳入歳出とともに、

「1,161億3,980万5千円」で、前年度に対し2.4%の増となります。

次に「公費負担医療に関する報酬等支払勘定」は、歳入歳出とともに「24億4,297万円」で、前年度に対し2.1%の増となります。

40頁をお開きください。

比 嘉
介 護 福祉
課 長

議案第34号の
「業務勘定」の歳入ですが、
1款 手数料は、取扱件数の増による増額です。
次に、歳出
4款 諸支出金は、消費税納付金の増額です。

以上のとおり予算総額は、
「1億1,445万6千円」で、前年度より
「1,088万1千円」の増額となっています。

続いて「障害介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「642億400万1千円」で、前年度に対し障害介護給付費は6.5%の増、
障害児給付費は16.5%の増となります。

植 木
保険者支援
課 長

41頁の議案第35号をご覧ください。

歳入

1款 健康診査費受入金は、産婦健診取扱件数の増による増額、
4款 繰入金は、運営経費に充てるため、一般会計からの繰入による増額です。

続いて歳出

1款 健康診査費支出金は、歳入1款と同様の理由による増額、
4款 諸支出金は、消費税納付金及び一般会計繰出金の増額です。

以上のとおり予算総額は、

「15億1,688万7千円」で、前年度より
「2,930万3千円」の増額となっております。

古 堅
事務局次長

次に、議案第36号をご覧ください。

歳入

3款 繰越金は、令和3年度分の諸税を支払うための増額です。

歳出

3款 諸支出金は、歳入3款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、

「771万9千円」で、前年度より
「106万8千円」の増額となっています。

古 堅 事務局次長	以上が、令和4年度の歳入歳出予算でございます。 よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願ひします。
< 進行の声あり >	
議 長	お諮りいたします。 議案第28号から第36号まで、承認することにご異議ありませんか。
< 異議なしの声 >	
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、ただいまの9件は承認されましたので、総会へ提案します。
次に、議案第37号を議題とします。 事務局から説明してください。	
< 事務局の説明 >	
古 堅 事務局次長	それでは、42頁をお開きください。 議案第37号についてご説明します。
本会理事の定数は14名ですが、現在、中部市町村会推薦理事及び医師国保組合推薦理事それぞれ1名の欠員が生じておりますので、役員選任規則第2条及び第3条に基づき、各推薦団体に推薦を依頼したところ、	
中部市町村会から 比嘉 孝則 北中城村長、 沖縄県医師国保組合から、安里 哲好 理事長	
の推薦がございましたので、総会において補充選任していただくための提案でございます。	
以上、よろしくお願ひします。	

議長	<p>ただいま事務局の説明が、終わりました。</p> <p>本件は、推薦団体の推薦に基づくものでありますので、そのまま採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第37号について、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。</p>
	<p>次に、議案第38号を議題とします。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
	<p>< 事務局の説明 ></p>
古 堅 事務局次長	<p>それでは、43頁の議案第38号「令和3年度第2回 通常総会の招集について」ですが、2月16日水曜日に沖縄県市町村自治会館において開催を予定しています。</p> <p>なお、提案する案件は、専決報告事項19件、議決事項15件となっています。</p> <p>当日は、他の団体の総会等も予定されていますが、日程については、45頁の表のとおりです。</p>
	<p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は承認されました。</p> <p>なお、総会への出席もよろしくお願ひします。</p>
	<p>以上をもちまして、令和3年度第2回 理事会の審議をすべて終了しました。</p>

議長 次に、事務局から「国保総合システムの次期更改に係る令和5年度の国庫補助獲得のための要請活動について」と「予防・健康管理アプリ」について、説明があるようです。

事務局から説明してください。

＜事務局の説明＞

古堅 事務局次長 資料3 「国保総合システムの次期更改に係る令和5年度国庫補助獲得のための要請活動について」をご覧ください。

この要請活動については、

①国の意向等を踏まえ実施する「国保総合システム」の次期更改に係る費用を、保険者や被保険者に追加負担が生じないよう、国に財政措置を強く求めるためのものです。

②令和4年度は、関係団体等のご協力により「54.37億円」が国庫補助として措置されました。関係団体等に対しては、新年早々にお礼を申し上げて参りました。

③しかし、令和5年度の開発・運用費においても、全国国保連合会が負担する「132億円」のほかに、「約100億円」余りの財源が不足する見込みであることから、

④全国の国保連合会では、関係団体に対し、昨年と同様に協力依頼を行ってまいります。

⑤本取組は、今月から来月にかけ行わなければならず、早急に取り組む必要があるため、本日の理事会にご報告のうえ、関係団体へ要請活動への協力を依頼してまいります。

⑥なお、令和4年度予算が国会を通過後、国保中央会及び全国の国保連合会は、令和5年度分の国庫補助要請の「決議」を採択して、関係方面に要請活動を行う予定です。

次に、資料4 「予防・健康づくりアプリ（オーロラ）について」をご覧ください。

①本アプリは、県委託料を活用して開発したアプリでございますが、

②本稼働後の運用経費は、当分の間、普及率等を勘案しつつ「保険者努力支援制度・県事業運動分交付金」から充てる予定です。

③本アプリの特徴は、「簡単操作」と、特に「市町村イベントとの連携機能」があり、ほかの健康アプリと差別化を図っています。

④令和6年度末までに2万人を超えるユーザー獲得を目指し、

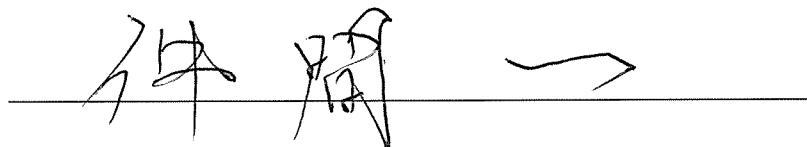
⑤今月からポスターの配布やショートムービーの配信等を行う予定ですが、市町村の広報誌等でも取り上げていただきますよう、ご協力

古 堅 事務局次長	をよろしくお願ひいたします。 ⑥今後、ダイレクト通知機能等を使って国保被保険者に直接情報発信していくツールとして市町村と共に活用していきたいと考えています。
議 長	説明は、以上となります。
議 長	事務局の説明が終わりました。 質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

< 進行の声あり >

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

金武町長



与那原町長

